

令和6年度 第1回匝瑳市食育推進協議会

日 時 令和7年2月21日（金）

午後2時から

場 所 八日市場ドーム

1階 選手控え室

次 第

1 開 会

2 あいさつ（農林水産課長）

3 議 事

- （1）会長及び副会長の選出について
- （2）数値目標の達成状況について
- （3）関係機関からの報告・意見交換について
- （4）その他

4 閉 会

令和6年度第1回匝瑳市食育推進協議会 委員名簿

《令和7年2月21日現在》

所 属	氏 名	備 考
匝瑳市校長会	鈴木 敦	
一般社団法人 旭匝瑳医師会	佐藤 晴彦	欠 席
匝瑳市 PTA 連絡協議会	秋葉 陽介	岩澤康裕（代理）
匝瑳市保健推進員会	大野 裕子	
匝瑳市農業振興会 朝市組合	大木 万智子	
八日市場ふるさと交流協会	椎名 由利	
匝瑳市商工会 女性部	新井 佳余子	欠 席
匝瑳市商工会 青年部	平野 元康	欠 席
千葉県海匝農業事務所	大木 茂	
ちばみどり農業協同組合	依知川 和子	欠 席
匝瑳市健康管理課	林 鉄也	
匝瑳市学校教育課	浪川 健治	欠 席
匝瑳市農林水産課	飯島 正弘	

任期：委嘱の日から令和7年3月31日まで

令和6年度 第1回匝瑳市食育推進協議会 席次表

令和7年2月21日

議長

匝瑳市農業振興会
朝市組合

八日市場
ふるさと交流協会

健康管理課

農林水産課

匝瑳市校長会

匝瑳市
PTA連絡協議会

匝瑳市
保健推進員会

海匠農業事務所

入
口

事務局

令和6年度 第1回匝瑳市食育推進協議会 会議資料一覧

【本 紙】令和6年度 第1回匝瑳市食育推進協議会次第及び資料

【資料1】第3次匝瑳市食育推進計画

【資料2】食育推進計画 補足資料

【資料3】第4次千葉県食育推進計画

匝瑳市規則第 2 1 号

匝瑳市食育推進協議会規則

(設置)

第 1 条 市は、食育基本法（平成 1 7 年法律第 6 3 号）第 2 条から第 9 条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとりた食育の総合的かつ計画的な推進について協議するため、匝瑳市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、基本理念にのっとりた食育について協議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、食育に関して知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱し、又は任命した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

（関係者の出席等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

（専門部会）

第8条 会長は、第2条に規定する協議に関し専門的な事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、市職員のうちから市長が会長と協議して任命する。この場合において、当該部会員が市長以外の任命権者に属する職員のときは、市長は当該任命権者と協議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 第6条及び前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「専門部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、産業振興課において処理する。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

第3次匝瑳市食育推進計画 数値目標の達成状況について

基本施策	項目	担当課	数値目標				令和5年度数値の内訳	備考
			目標値 (令和8年度)	令和3年度	令和4年度	現状値 (令和5年度)		
1 地産地消の推進	地元農水産物を意識して購入する市民の割合(※)	農林水産課	80.0%	新設	—	—		
	食生活において、「地元産や旬の食材を取り入れた料理をつくる」ことを実行している市民の割合(※)	農林水産課	35.0%	31.0%	—	—		
	給食施設での地元農水産物の利用促進	福祉課 学校教育課 市民病院	26品目／年	24品目／年	32品目／年	33品目／年	保育所:6品目 学校給食センター:26品目 市民病院:1品目	米(ふさこがね、粒すけ、匠達の舞、有機栽培粒すけ)、キラリもち麦、棒もち、さつま芋、落花生、きなこ、長ねぎ、赤・青・黄ピーマン、もやし、きゅうり、トマト、なす、とうもろこし、小松菜、、ちぢみ小松菜、ほうれん草、スティックセニョール、にんじん、卵、おしゃべりみそ、塩こじ、ソラマメ、いちご
	家庭菜園や果物狩り等、農漁業に触れる市民の割合(※)	農林水産課	40.0%	22.8%	—	—		
2 家庭・地域における食育の推進	食育に興味を持っている市民の割合(「関心がある+どちらかといえば関心がある」)(※)	農林水産課 学校教育課 健康管理課	90.0%	59.1%	—	—		
	食べ残しや廃棄を減らす努力をしている市民の割合(※)	環境生活課 農林水産課	80.0%	57.3%	—	—		
3 学校等における食育の推進	農業体験や料理教室など、食育のテーマを取り入れた授業・学習	学校教育課 農林水産課	80回／年	78回／年	96回／年	86回／年	小学校での調理実習 40回 中学校での調理実習 6回 給食センター 40回	給食センターは、給食訪問や授業
4 食文化や郷土料理の伝承	郷土料理や地元農水産物を使った料理教室の開催	農林水産課 生涯学習課	12回／年	12回／年	2回／年	5回／年	農林水産課:0回 生涯学習課:5回	親子休日チャレンジ太巻寿司作り体験2回 フロンティア学寮3回 (カレー作り、献立作成等)
	匠達市の郷土料理や特産品を「知っている」市民の割合(※)	農林水産課	全ての品を40%以上にする	各品31.5～61%	—	—		
	匠達市では、食の文化や伝統、季節性などを大事にしていると思う市民の割合(※)	農林水産課	増加	36.4%	—	—		
5 「食」と健康に関する知識の普及	自分の食事が栄養バランスに偏りがあると不安に思っている市民の割合(※)	農林水産課 健康管理課	減少	38.2%	—	—		
	食の安全性に不安を感じている市民の割合(「不安を感じている」+「多少は不安を感じている」)(※)	農林水産課	減少	81.6%	—	—		
	朝食で副菜を食べる人の割合(※)	農林水産課 学校教育課 健康管理課	50.0% (成人) 45.0% (小中学生)	49.3% (成人) 43.4% (小中学生)	—	—		
	ゆっくりよくんで食べる市民の割合(※)	農林水産課 健康管理課	55.0%	52.1%	—	—		

【※印について】今後実施予定の市民意識調査(アンケート)における項目